

# 第144期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年6月24日（水曜日）午前10時

## 開催場所

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号  
当行本店9階会議室  
(裏表紙のご案内略図をご覧ください。)

郵送またはインターネットによる  
議決権行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後5時15分

株主総会ご出席者へのお土産はございません。  
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 目次

第144期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のお手続きについて	4
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	11
事業報告	18
計算書類	40
連結計算書類	42
監査報告書	44
株主総会会場ご案内略図	



The Bank of Iwate, Ltd.

証券コード：8345

株主各位

証券コード 8345  
2026年6月2日

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

株式会社 **岩手銀行**  
取締役頭取 **岩山 徹**

## 第144期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第144期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。  
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

<https://www.iwatebank.co.jp/company/ir/meeting.html>



また、当行ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。  
東京証券取引所のウェブサイトへアクセスいただく際は、銘柄名（岩手銀行）または証券コー  
ド（8345）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」  
にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネットにより議決権を行使することが  
できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜  
日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2026年6月24日（水曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号 当行本店 9階会議室
<b>3 株主総会の 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1.第144期（2025年4月1日から 2026年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件 2.第144期（2025年4月1日から 2026年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人 および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
<b>4 招集に あたっての 決定事項</b>	(1) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示 をされたものとして取扱わせていただきます。 (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インタ ーネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。 (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に 行使されたものを有効な議決権として取扱わせていただきます。

以 上

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当行定款の規定に基づき、書面交付請求を  
 いただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人  
 は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - (1) 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「財務および事業の方針の  
 決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「業務の適正を確保する体制」「特定完全子会社に関する  
 事項」「親会社等との間の取引に関する事項」「会計参与に関する事項」「その他」
  - (2) 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
  - (3) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、当行ウェブサイト等（<https://www.iwatebank.co.jp/>）  
 にてお知らせいたします。

## 議決権の行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。  
議決権行使には以下の3つの方法がございます。

### 郵送による議決権行使



行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するように郵送ください。

### インターネットによる議決権行使



行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後5時15分送信分まで

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認いただき、行使期限までに行使ください。

### 株主総会ご出席による議決権行使



株主総会開催日時

2026年6月24日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また紙資源節約のため、「第144期定時株主総会招集ご通知」（本書）をご持参ください。

#### [複数回にわたり行使された場合の取扱い]

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

## 株主総会資料の電子提供制度に関するご案内

2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料の電子提供制度（ウェブサイトから閲覧する方法により株主総会資料を提供する制度）が開始されました。なお、本株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面にてお送りいたします。

電子提供制度および書面交付請求については、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（電子提供制度専用ダイヤル）

電話：0120-696-505（通話料無料）

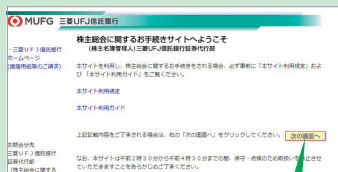
（受付時間 午前9時～午後5時、土曜・日曜・祝日を除く）

# インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

## パソコンによる議決権行使 議決権行使ウェブサイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

### 2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「ログイン用QRコード」はこちら



議決権行使書副票(右側)

### ご注意事項

- 1 パソコン、スマートフォン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに関して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。
- 2 インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

### 機関投資家のみなさまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議決権行使に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
☎ 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行業としての公共性と経営の健全性確保の観点から、内部留保の充実を図るとともに、株主のみなさまへ安定的な配当を継続することを基本方針としております。

第144期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、経営環境ならびに今後の事業展開を総合的に勘案し、前期から47円増配の1株につき金112円といたしたいと存じます。これにより年間の配当金は、すでにお支払いしております中間配当金1株につき96円と合わせ、1株につき208円となります。

### 1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式1株につき金 <b>112円</b> 配当総額 <b>1,952,993,280円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月25日

(注) 当行は、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当期の期末配当につきましては、配当基準日が2026年3月31日となりますので、当該株式分割前の株式数を基準として配当を実施いたします。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 <b>5,000,000,000円</b>
増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金 <b>5,000,000,000円</b>

## 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じです。）8名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、取締役候補者は指名・報酬諮問委員会の審議を経て適切に指名されており、各候補者とも当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

## 【取締役候補者】

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会の出席状況
1	(男性) いわやま とおる 岩 山 徹 <b>再任</b>	代表取締役頭取	14回/14回 (100%)
2	(男性) きくち ふみひこ 菊 地 文 彦 <b>再任</b>	取締役常務執行役員	14回/14回 (100%)
3	(男性) すが わら かずひろ 菅 原 和 宏 <b>再任</b>	取締役常務執行役員	14回/14回 (100%)
4	(男性) お ばら とおる 小 原 透 <b>新任</b>	常務執行役員 総合企画部長	—
5	(男性) みやの や あつし 宮野 谷 篤 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	社外取締役	14回/14回 (100%)
6	(男性) あ べ とし のり 阿 部 俊 徳 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	社外取締役	14回/14回 (100%)

**社外** ……社外取締役候補者

**独立** ……東京証券取引所の規定に基づく独立役員の候補者

候補者  
番号

1

い わ や ま  
**岩山** とおる (男性)  
**徹** (1965年10月15日生)

再任



#### 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2016年6月	同	市場金融部長	
2006年4月	同	仙台営業部長代理	2018年4月	同	執行役員市場金融部長
2008年7月	同	大崎支店開設準備委員長	2019年6月	同	執行役員東京営業部長
2008年11月	同	大崎支店長	2020年10月	同	執行役員総合企画部長
2010年4月	同	総合企画部長代理	2021年6月	同	取締役常務執行役員
2014年4月	同	総合企画部副部長	2022年6月	同	代表取締役頭取 (現任)
2015年4月	同	市場金融部副部長			

取締役会の出席状況  
14/14回 (100%)

所有する当行株式の数  
11,400株

#### 取締役候補者とした理由

市場金融部長、東京営業部長、総合企画部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。2021年6月から取締役を、2022年6月から代表取締役として当行の経営を担っており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

2

き く ち  
**菊地** ふみひこ (男性)  
**文彦** (1965年12月18日生)

再任



#### 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2020年4月	同	出向休職	
2007年10月	同	総合企画部主任調査役		manordaiいわて株式会社	
2011年7月	同	総合企画部長代理		代表取締役	
2015年4月	同	総合企画部副部長	2022年6月	同	取締役常務執行役員 (現任)
2016年10月	同	平舘支店長			(総務部・リスク統括部・コンプライアンス統括部担当)
2018年10月	同	総合企画部付部長			

取締役会の出席状況  
14/14回 (100%)

所有する当行株式の数  
5,100株

#### 取締役候補者とした理由

平舘支店長、総合企画部付部長等を歴任し、2020年4月からは、設立から携わったmanordaiいわて株式会社(銀行業高度化等会社)の代表取締役を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。2022年6月から取締役を務め、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

3

すがわら かずひろ (男性)  
**菅原 和宏** (1967年2月28日生)

再任



#### 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2020年10月	同 人事部長
2008年4月	同 人事部主任調査役	2021年7月	同 執行役員人事部長
2009年4月	同 人事部長代理	2023年6月	同 取締役常務執行役員 (現任) (人事部・事務統括部・システム 部担当)
2011年7月	同 茶畑支店長		
2015年4月	同 紫波支店長		
2018年4月	同 二戸支店長		

#### 取締役候補者とした理由

茶畑支店長、紫波支店長、二戸支店長、人事部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な経験を有しております。2023年6月から取締役を務め、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。

■ 取締役会の出席状況  
14/14回 (100%)

■ 所有する当行株式の数  
4,600株

候補者  
番号

4

おばら とおる (男性)  
**小原 透** (1968年5月13日生)

新任



#### 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1991年4月	当行入行	2020年10月	同 市場金融部長
2009年10月	同 あてるい支店長	2022年6月	同 総合企画部長
2013年4月	同 審査部審査役	2022年7月	同 執行役員総合企画部長
2016年6月	同 市場金融部副部長	2025年7月	同 常務執行役員総合企画部長 (現任)
2019年4月	同 事務統括部副部長		

#### 取締役候補者とした理由

あてるい支店長、市場金融部長、総合企画部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。2022年7月から執行役員、2025年7月からは常務執行役員を務めており、これまでの実績を踏まえ、当行の経営を担うに相応しい人材であると判断し、新任の取締役候補者といたしました。

■ 所有する当行株式の数  
1,600株

招集ご通知

参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

候補者  
番号

5

みやのや  
宮野谷あつし (男性)  
篤 (1959年4月3日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員



■ 取締役会の出席状況  
14/14回 (100%)

■ 所有する当行株式の数  
500株

#### 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年4月	日本銀行入行	2019年6月	ダイビル株式会社取締役
2008年5月	同 政策委員会室秘書役	2020年6月	当行取締役 (現任)
2010年5月	同 金融機構局長	2021年6月	日本貸金業協会公益理事 (現任)
2013年3月	同 名古屋支店長	2022年6月	大阪信用金庫非常勤理事 (現任)
2014年5月	同 理事大阪支店長	2024年6月	京阪神ビルディング株式会社取締役 (現任)
2017年3月	同 理事 (金融機構局・発券局・情報サービス局担当)		
2018年5月	同 退任		
2018年6月	株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長		

#### (重要な兼職の状況)

日本貸金業協会公益理事  
大阪信用金庫非常勤理事  
京阪神ビルディング株式会社取締役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2018年5月まで日本銀行の理事を務め、現在は日本貸金業協会公益理事や大阪信用金庫非常勤理事を務めております。金融政策に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会で積極的に所感・意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見をを得ることを期待しております。

候補者  
番号

6

あべ  
阿部としのり (男性)  
俊徳 (1957年10月28日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員



■ 取締役会の出席状況  
14/14回 (100%)

■ 所有する当行株式の数  
500株

#### 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年4月	東北電力株式会社入社	2022年6月	株式会社ユアテック取締役 (非常勤)
2011年6月	同 人財部長	2023年4月	東北電力株式会社取締役
2014年6月	同 執行役員東京支社長	2023年6月	株式会社ユアテック代表取締役会長 (現任)
2017年6月	同 常務取締役お客さま本部長	2023年6月	東北電力株式会社取締役退任
2018年4月	同 取締役 常務執行役員 発電・販売カンパニー長	2023年6月	当行取締役 (現任)
2021年4月	同 取締役副社長 副社長執行役員発電・販売カンパニー長	2023年6月	公益社団法人宮城労働基準協会会長 (現任)
2022年4月	同 取締役副社長 副社長執行役員コンプライアンス推進担当危機管理担当		

#### (重要な兼職の状況)

株式会社ユアテック代表取締役会長  
公益社団法人宮城労働基準協会会長

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2017年6月から東北電力株式会社の常務取締役を務め、2018年4月には取締役 常務執行役員を、2021年4月から2023年3月までは取締役副社長 副社長執行役員を、2023年4月からは取締役を歴任しております。また2022年6月からは株式会社ユアテックの取締役 (非常勤) を務め、2023年6月には同社代表取締役会長に就任しております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらを経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督などに発揮されることを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見をを得ることを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮野谷篤氏、阿部俊徳氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当行は、宮野谷篤氏、阿部俊徳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 宮野谷篤氏、阿部俊徳氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- |       |    |
|-------|----|
| 宮野谷篤氏 | 6年 |
| 阿部俊徳氏 | 3年 |
5. 宮野谷篤氏は、2025年6月まで株式会社N T T データ経営研究所の取締役会長を務めておりましたが、当行と同社の間には取引関係はありません。したがって、独立性は十分に確保されております。
6. 阿部俊徳氏は、2023年6月まで当行の取引先である東北電力株式会社の取締役を務めており、現在は、当行の取引先である株式会社ユアテックの代表取締役会長を務めております。当行と2社との間には通常の銀行取引がありますが、その取引金額は、直近事業年度における2社の売上高および当行の連結粗利益の2%未満であります。したがって、独立性は十分に確保されております。
7. 当行は、社外取締役候補者宮野谷篤氏、阿部俊徳氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員勝訴時の争訟費用（普通保険約款）および株主代表訴訟以外の賠償請求における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金（普通保険約款）に加え、普通保険約款に付帯される株主代表訴訟特約により補償される株主代表訴訟における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金を、当該保険契約により填補することとしており、その保険料全額を当行が負担しております。
- 各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期途中で同内容での更新を予定しております。
9. 当行は、2026年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。各候補者が所有する当行株式の数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

### 第3号議案

## 監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。  
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

#### 【取締役候補者】

候補者 番号	氏名	現在の当行に おける地位	取締役会の 出席状況	監査等委員会 の出席状況
1	(男性) まつ もと しん いち 松 本 真 一 <b>再任</b>	取締役 常勤監査等委員	14回/14回 (100%)	14回/14回 (100%)
2	(男性) わた なべ まさ かず 渡 辺 正 和 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	社外取締役 監査等委員	14回/14回 (100%)	14回/14回 (100%)
3	(女性) まえ だ ち か こ 前 田 千 香 子 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	社外取締役 監査等委員	13回/14回 (92%)	13回/14回 (92%)
4	(女性) まつ ざわ かず み 松 澤 一 美 <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	—	—	—

**社外** ……社外取締役候補者

**独立** ……東京証券取引所の規定に基づく独立役員候補者

候補者  
番号

1

まつもと  
松本しんいち (男性)  
真一 (1967年3月15日生)

再任



### 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2014年10月	同	総合企画部長代理
2007年4月	同	2015年4月	同	総合企画部副部長
2008年4月	同	2017年4月	同	リスク統括部長
2008年7月	同	2019年6月	同	市場金融部長
2009年3月	同	2020年7月	同	執行役員市場金融部長
2010年4月	同	2020年10月	同	執行役員東京営業部長
2011年7月	同	2023年6月	同	取締役監査等委員 (現任)

#### 取締役会の出席状況

14回/14回 (100%)

#### 監査等委員会の出席状況

14回/14回 (100%)

#### 所有する当行株式の数

1,400株

#### 取締役候補者とした理由

営業店長のほか、企画・リスク管理・市場金融部門での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2020年7月から執行役員として市場金融部長、2020年10月から執行役員として東京営業部長を、2023年6月から監査等委員である取締役を務めており、取締役の職務執行の監査を的確、公正、効率的に遂行できる知識・経験と十分な社会的信用を有していることから、引き続き監査等委員である取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

2

わたなべ  
渡辺まさかず (男性)  
正和 (1969年7月17日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員



### 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1996年4月	日本弁護士連合会登録	2016年10月	盛岡家庭裁判所家事調停委員
1999年4月	渡辺正和法律事務所開設 (現任)	2020年6月	当行取締役監査等委員 (現任)
2012年4月	岩手弁護士会会長	2022年7月	岩手県人事委員委員長 (現任)
2012年4月	日本弁護士連合会理事		(重要な兼職の状況)
2016年4月	学校法人岩手女子奨学会理事 (現任)		弁護士
2016年6月	一般財団法人岩手済生医会理事 (現任)		

#### 取締役会の出席状況

14回/14回 (100%)

#### 監査等委員会の出席状況

14回/14回 (100%)

#### 所有する当行株式の数

1,400株

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として企業法務に精通し、豊富な経験、実績を有しております。法律を中心とする幅広い知識や見識を当行の監査活動に活かすことができると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

招集  
通知参考  
書類事業  
報告計算  
書類連結  
計算書類監査  
報告書

候補者  
番号

3

まえだ ちかこ (女性)  
**前田 千香子** (1966年3月10日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員



### 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年4月	岩手県庁入庁	2023年5月	特定非営利活動法人矢巾ゆりかご理事 (現任)
2000年3月	同 退職	2023年8月	特定非営利活動法人善隣館理事長
2003年5月	焙茶工房しゃおしゃん開業 (現任)	2025年8月	特定非営利活動法人善隣館副理事長 (現任)
2017年3月	通訳案内士 (中国語) 登録 (現任)		
2017年8月	特定非営利活動法人善隣館副理事長		
			<b>(重要な兼職の状況)</b>
2022年6月	学校法人スコーレ理事 (現任)		特定非営利活動法人善隣館副理事長
2022年6月	当行取締役監査等委員 (現任)		学校法人スコーレ理事
			特定非営利活動法人矢巾ゆりかご理事

■ 取締役会の出席状況  
13回/14回 (92%)

■ 監査等委員会の出席状況  
13回/14回 (92%)

■ 所有する当行株式の数  
0株

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岩手県職員として勤められた後、個人事業主・通訳案内士など地域社会に根差した幅広い活動をしております。豊富な経験と幅広い見識を当行の監査活動に活かすことができると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見をを得ることを期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) 前田千香子氏につきましては、戸籍上の氏名は佐藤千香子ですが、職務上使用している氏名で表記しております。

候補者  
番号

4

まつざわ かずみ (女性)  
**松澤 一美** (1967年4月29日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員



### 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1991年4月	東日本旅客鉄道株式会社入社	2022年6月	株式会社オレンジページ 取締役コーポレート・コミュニ ケーション局長
2012年6月	同 人事部 ダイバーシティ推進 室 室長	2023年5月	盛岡ターミナルビル株式会社代表 取締役社長 (現任)
2017年12月	同 事業創造本部 新事業・地域 活性化部門 次長	2024年4月	東日本旅客鉄道株式会社退職
2020年6月	同 出向 株式会社JR東日本パーソナルサー ビス HDC事業本部コンサルティ ング部長		<b>(重要な兼職の状況)</b> 盛岡ターミナルビル株式会社代表取締役社長

■ 所有する当行株式の数  
0株

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

1991年東日本旅客鉄道株式会社に入社後、人事部ダイバーシティ推進室室長などを歴任し、2023年5月より盛岡ターミナルビル株式会社代表取締役社長に就任しております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当行の監査活動に活かすことができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見をを得ることを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡辺正和氏、前田千香子氏、松澤一美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当行は、渡辺正和氏、前田千香子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、松澤一美氏が選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 渡辺正和氏、前田千香子氏の当行の社外取締役監査等委員としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 渡辺正和氏　　6年  
    前田千香子氏　4年
5. 渡辺正和氏は、2020年5月まで当行の顧問弁護士の一人でありましたが、顧問弁護士であった期間における最終3年間の平均報酬額は年間1,000万円未満であり、当行の定める「社外役員の独立性判断基準」における独立性を満たしております。
- また、同氏との間には通常の銀行取引がありますが、その取引金額は、直近1年間における同氏の収益および当行の連結粗利益の2%未満であります。したがって、独立性は十分に確保されております。
6. 前田千香子氏は、1988年4月から2000年3月までの12年間、当行の大株主である岩手県庁に勤務していましたが、退職後26年が経過しており、退職後一定期間の経過による利害関係の消滅、いわゆる「クーリングオフ期間」として十分であると考えます。
- また、同氏は、当行の取引先である特定非営利活動法人善隣館の副理事長であります。当行と同法人との間には通常の銀行取引がありますが、その取引金額は、直近事業年度における同法人の収益および当行の連結粗利益の2%未満であります。したがって、独立性は十分に確保されております。
7. 松澤一美氏は、2020年6月まで東日本旅客鉄道株式会社に勤務しており、現在は盛岡ターミナルビル株式会社の代表取締役社長を務めております。当行と2社との間には通常の銀行取引がありますが、その取引金額は、直近事業年度における2社の売上高および当行の連結粗利益の2%未満であります。したがって、独立性は十分に確保されております。
8. 当行は、社外取締役候補者渡辺正和氏、前田千香子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、松澤一美氏が選任された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員勝訴時の争訟費用（普通保険約款）および株主代表訴訟以外の賠償請求における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金（普通保険約款）に加え、普通保険約款に付帯される株主代表訴訟特約により補償される株主代表訴訟における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金を、当該保険契約により填補することとしており、その保険料全額を当行が負担しております。
- 各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期途中で同内容での更新を予定しております。
10. 当行は、2026年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。各候補者が所有する当行株式の数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

以上

## 社外役員の独立性判断基準

当行では、社外役員の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足することを前提としつつ、社外役員の独立性基準を以下の各要件に該当しないものと定め、原則として社外役員（候補者を含む）が各要件に該当しない場合、独立社外役員に該当するものとしたします。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている会計専門家または法律専門家等
4. 当行の会計監査人または当該会計監査人の社員等
5. 当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主もしくはその業務執行者
6. 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者もしくはその業務執行者
7. 次に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
  - (1) 上記1. から6. に該当する者
  - (2) 当行およびその子会社の業務執行者
8. その他、当行の一般株主との間で上記1. から7. までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがある者

\* 「主要な取引先」の定義

当行を主要な取引先とする者

（通常取引）直近事業年度における売上高に占める当行の割合（2%以上）を基準に判定する

（融資取引）当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が甚大な影響を与える場合

当行の主要な取引先

当該取引先との取引による収益が、当行の直近事業年度における連結粗利益の2%以上である場合

## 取締役のスキル・マトリックス

・取締役候補者（監査等委員である社外取締役を除く）が経験を有する分野および当行が監査等委員である社外取締役（候補者含む）に特に期待する分野は、以下のとおりであります。

## 【社内取締役】

氏名	当行における予定の地位	スキル区分							
		経営戦略	リスク管理	人事管理	営業	企業審査	市場運用	システム・IT	
岩山 徹	代表取締役頭取	○		○	○		○		
菊地 文彦	取締役専務執行役員	○	○		○			○	
菅原 和宏	取締役常務執行役員	○		○	○			○	
小原 透	取締役常務執行役員	○			○	○	○		
松本 真一	取締役監査等委員		○		○		○		

## 【社外取締役】

氏名	当行における予定の地位	スキル区分			
		企業経営	金融	法務	専門領域
宮野谷 篤	取締役	○	○		
阿部 俊徳	取締役	○			○ エネルギー全般
渡辺 正和	取締役監査等委員			○	
前田 千香子	取締役監査等委員				○ 人材育成（ダイバーシティ &インクルージョン）
松澤 一美	取締役監査等委員	○			

(注) 1. 上記の一覧表は取締役の有するすべての知見や経験を表すものではございません。また、各人の有するスキルのうち主なもの最大4つに○を付けております。

2. 監査等委員である社外取締役は最も期待する項目一つに○を付けております。

3. 各スキルの内容は下表のとおりであります。

経営戦略	経営戦略立案と組織運営に関する知識・経験・能力
リスク管理	各種リスクコントロールに関する知識・経験・能力
人事管理	人事管理・人材育成・ダイバーシティ推進に関する知識・経験・能力
営業	地域経済を活性化するための資金供給やソリューション提供等に関する知識・経験・能力
企業審査	企業審査・分析・適切な与信判断に関する知識・経験・能力
市場運用	有価証券運用・国際業務での適切なリスクマネジメントに関する知識・経験・能力
システム・IT	システムの企画・運用、デジタル分野等に関する知識・経験・能力
企業経営	企業等の経営・組織運営に関する知識・経験・能力
金融	経済や金融政策、金融市場の変化に関する知識・経験・能力
法務	法律、コンプライアンス遵守に関する知識・経験・能力
専門領域	地域経済活性化・地域課題解決やエネルギー関連、人材育成・ダイバーシティ推進など、各種分野における知識・経験・能力

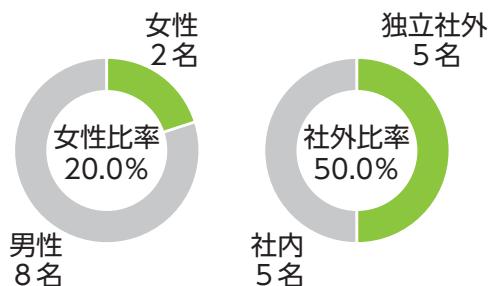
ご参考

## 【中期経営計画の振り返り】

主要目標	2023年度	2024年度	2025年度 (最終年度)	最終年度目標
連結当期純利益	42億円	69億円	89億円	70億円
連結ROE (株主資本ベース)	2.3%	3.8%	4.7%	4.0%以上
連結自己資本比率	11.2%	11.3%	11.1%	10%程度
OHR (単体)	73.0%	66.6%	59.0%	60%台
顧客向けサービス 業務利益 (単体)	▲0.8億円	9.9億円	33.5億円	10億円以上

※ 顧客向けサービス業務利益…貸出金平残×預貸金利回り差+役員取引等利益-営業経費

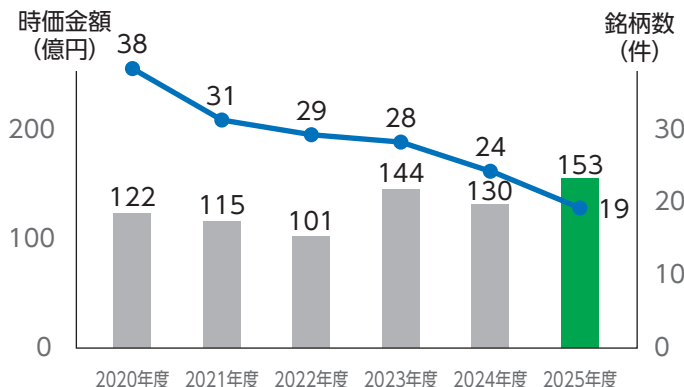
## 【取締役会の構成】



※ 本定時株主総会後の予定の数値です。

## 【政策保有株式（上場株式）の状況】

2025年度末の連結純資産に対する時価金額の割合は7.9%となります。



※ 当行は、みなし保有株式に該当する株式は保有しておりません。

# 第144期（2025年4月1日から 2026年3月31日まで）事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果等

#### ① 主要な事業内容

当行は、岩手県と隣接地域を営業基盤として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務および信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融サービスを提供しております。

#### ② 金融経済環境

2025年度の国内経済は、外需はトランプ政権による関税引き上げ等の影響から輸出などが弱含みましたが、個人消費は賃上げの定着や物価上昇率の鈍化を背景に拡大基調を維持しました。実質GDPは一時的にマイナス成長となりましたが、デジタル化投資を中心に設備投資が底堅く推移するなど、通年では底堅い動きとなりました。金融面では、日本銀行が2025年12月に政策金利の誘導目標を0.75%へ引き上げ、「金利ある環境」が一段と鮮明となりました。

当行が主たる営業基盤とする岩手県では、電子部品・デバイスや輸送機械を中心に生産活動が改善基調を維持し、公共工事も前年を上回り景気の下支えとなりました。一方、個人消費はドラッグストアや百貨店販売の弱含み、乗用車販売の伸び悩みなどから減速感がみられ、住宅着工も分譲・持家を中心に大きく減少し低調に推移しました。また、有効求人倍率は1倍台を維持しながらも低下傾向となったほか、企業倒産件数は2年連続で東日本大震災以降最多を更新するなど、県内経済は一部に明るさがみられましたが弱さの残る局面が続きました。

### ③ 事業の経過および成果

#### ○ 長期ビジョン

2023年4月、当行は向こう10年の長期ビジョン「お客さまの課題解決と地域社会の持続的成長を牽引する価値共創カンパニー」を掲げました。

この長期ビジョンは、「地域が賑わい、安心して暮らすことができる」「多くの魅力ある企業があり、身近で便利な金融インフラが揃っている」といった地域のみなさまやお客さまが理想とする地域社会を実現していくため、10年先の当行グループとしてのありたい姿を表現したものです。

#### ○ 中期経営計画

長期ビジョンの実現を目指して、2023年4月より「第21次中期経営計画～地域価値共創プラン～」（以下、今次中計といいます）に取り組んでまいりました。今次中計は、高い水準にある自己資本の有効活用と事業ポートフォリオの変革を通じて、利益成長軌道をつくりだす期間と位置付け、「金融サービス領域の深化」と「新事業領域への挑戦」を推進しました。

今次中計に定める3つの基本方針のもと、中計最終年度である当事業年度に実施した主な施策は次のとおりです。

<基本方針Ⅰ ソーシャルソリューションビジネスの高度化>

#### ■「グループ総合力と外部連携による包括的なソリューション提供」

法人のお客さまに対しては、貸出を中心とした円滑な資金供給に加え、ストラクチャードファイナンス等も活用し、設備投資・事業再構築・成長投資など多様な資金ニーズに的確に対応しました。あわせて、リース、カード・保証、コンサルティング、地域商社、投資ファンド等のグループ機能を有機的に組み合わせ、事業承継・M&A、経営改善、民事信託、人材紹介・副業人材マッチング、DX支援など、課題の把握から解決までを一体で支援するソリューションの提供を強化しました。また、商談会等を通じた販路拡大支援に加え、「TeSNet（テクニカル・ソリューション・ネットワーク）倶楽部」による地域産業振興にも取り組み、地域企業の競争力向上を後押ししました。

個人のお客さまに対しては、ライフイベントや長寿社会に対応した各種ローン・資産形成メニューの充実に加え、相続・遺言等の資産承継ニーズに応える体制整備、職域や教育現場でのセミナーを通じた金融リテラシー向上に取り組みました。また、大和証券株式会社との包括的業務提携に基づき、2026年4月からの預り資産営業における新たな協業に向け、より多様化するお客さまの資産形成ニーズにきめ細かくお応えできる体制づくりを進めました。

### ■「データ利活用による金融サービスの革新」

デジタル化の進展に伴い非対面サービスへのニーズが高まるなか、お客さまの利便性向上に向けて「いわぎんアプリ」の機能拡充を進め、非対面チャネルを一層強化した結果、アプリ利用者は今次中計の開始以降9.5万人増加し、23万人を超えました。また、印鑑や通帳を不要とし、インターネット上で口座開設等の各種手続が完結するデジタル専用店舗「ソラ支店」を新設し、非対面チャネルを通じた新規顧客の獲得に取り組みました。あわせて、行内外データの統合・可視化（ダッシュボード化）を進め、データに基づく施策立案やデジタルマーケティングの高度化を通じて、お客さま一人ひとりに適した情報提供・提案の実現につなげました。

### ■「環境ビジネスの推進」

持続可能な地域社会の実現とE S G経営の推進に向け、頭取を委員長とするサステナビリティ推進委員会において取組の方向性を協議し、各種施策を展開しました。脱炭素社会の実現に向けては、県内11自治体と脱炭素に関する連携協定を締結し、協働体制を整備したほか、森林資源・海洋資源を活用した「JークレジットおよびJブルークレジットの販売仲介により、地域内でのCO<sub>2</sub>排出削減の取組を後押ししました。また、子会社の「manordaいわて」では2025年4月に岩手県久慈市内において太陽光発電事業を開始し、自治体新電力に卸供給した電力を地域の公共施設や事業者、一般家庭に供給する地域内の再エネ循環プロジェクトを推し進めました。

### ■「フロンティア事業領域への拡大」

新事業開発の専担部署であるフロンティア事業室を中心に、地域課題の解決につながる新たな事業分野への業務展開を進めました。2025年9月には、地域の最重要課題の一つである事業承継への対応を強化するため、投資専門子会社「いわぎん未来投資」をファンド運営者とした「いわぎん未来承継ファンド」を組成し、円滑な承継と承継後の成長支援に向けた枠組みを整備しました。また、2023年10月に組成した「いわぎんCVC1号ファンド」では、当行グループのビジネスパートナーとなり得るスタートアップ企業等への投資事業を展開しており、2026年3月末時点で累計17件に投資しています。

## <基本方針Ⅱ 地域を支える盤石な経営基盤の確立>

### ■「アセットアロケーションの変革」

環境変化に耐え得るポートフォリオを確立するため、各資産のリスク・リターン特性を踏まえた資産配分を行いました。貸出部門では、地元中小企業向け貸出を中心に地域の資金需要へ着実に対応するとともに、「秋田・岩手アライアンス」による連携ファイナンスや仕組ローン等も活用し、資金供給手段の多様化と取引機会の拡大を図りました。

有価証券部門では、金利および市場動向を踏まえつつ、運用の安定性と収益性のバランスに配慮しながら、円債を軸としたポートフォリオの再構築を進めました。

#### ■「生産性の高い業務運営体制への変革」

地域の金融インフラ機能を維持しつつ、広域にわたってより質の高いサービスを安定的に提供するため、2023年度より、各地域の統括店に人員・業務を集約する「地域統括型店舗運営体制」を導入しております。お客さまのご理解とご協力のもと、2025年度までに21地域59カ店で移行を完了しました。

事務面では、テレビ相談窓口による相続業務等の遠隔相談体制を整備するとともに、帳票の電子化によるペーパーレス化を推進しました。また、生成AIの利用環境を整備し、社内規程類の検索や文書の要約・作成等への活用を通じて、業務の効率化と高度化を図りました。

#### ■「ガバナンス態勢の高度化」

持続的な成長と企業価値向上の基盤となるガバナンス態勢の高度化を目指し、コンプライアンス態勢をはじめ、各種リスク管理態勢の強化に取り組みました。マネー・ローダリングや特殊詐欺等の金融犯罪に対しては、岩手県警および県内金融機関との緊密な連携のもとで犯罪情報を迅速に共有する体制を確立し、被害の未然防止・拡大防止に努めました。あわせて、サイバー攻撃による情報漏洩やシステム停止等のリスク低減に向け、セキュリティ強化に注力しました。

また、株主・投資家のみなさまとのコミュニケーション機会を拡充する観点から、機関投資家との対話（1 on 1）や個人投資家向け説明会の実施、海外投資家向けの英訳配信等を通じ、情報開示の充実と経営の透明性向上に努めました。

### <基本方針Ⅲ 多様な人材が働きがいを持ち続ける組織づくり>

#### ■「地域課題を解決できる人材の育成」

地域企業・地域社会が直面する人手不足、事業承継、DX、脱炭素等の課題に対し、金融・非金融を組み合わせた解決策を提案できる人材の育成に取り組みました。特に、重点領域に据える法人コンサルティングの強化に向けては、階層別研修や外部研修の実施のほか、本部・グループ会社へのトレーニー派遣等により専門領域に触れる機会を拡充し、経営課題の把握・整理から解決までの一連の経営支援を実践できる専門人材の育成に努めました。こうした人材育成への投資は継続して強化しており、2025年度は年間で1億円を投じております。

## ■「チャレンジ性にあふれた企業風土への変革」

環境変化に的確に対応できる組織を目指し、職員の自律的なキャリア形成と挑戦を後押しする施策を推進しました。必要人材の計画的な育成と人材配置の最適化を図るため、業務における重点領域として①法人ビジネス、②資産コンサルティング、③DXの3分野を掲げ、全職員のスキルを可視化したうえで、経営戦略の変化に応じた「動的な人材ポートフォリオ」の構築に向けた取り組みを進めました。あわせて、「ジョブ・エントリー制度」等の社内公募制度を通じ、職員の意欲・適性に応じた挑戦の機会を拡充するとともに、その挑戦が成果へつながるよう、組織として後押しする風土の醸成に取り組みました。

## ■「働きがいを持ち続け、安心して活躍できる組織の実現～D&I推進～」

当行における人と組織に対する基本的な考え方である「人事ポリシー（※1）」に基づき、エンゲージメント（企業への共感度合等）の向上とダイバーシティ&インクルージョン（D&I）の推進に取り組みました。エンゲージメント向上に向けては、全職員を対象とした調査により職場の現状を把握し、1on1ミーティングの定着や管理職向けマネジメント研修等を通じてより働きやすい職場環境の整備を進めました。

D&Iの推進については、行職員一人ひとりが安心して成長と活躍ができる組織づくりに向け、仕事と育児・介護の両立支援などの就労環境の整備やキャリア開発支援、多様な人材の登用に継続して取り組みました。2025年度の女性行員の新規役席者登用割合は45%となったほか、男性行員の育児休業取得率は100%を達成しています。

※1. 人事ポリシー…当行では「人こそが最も重要な財産であり、あらゆる価値の源泉」であるとともに、経営理念の実現のためには「職員一人ひとりと銀行がともに成長し続ける」と制定しています。

### ○ 主要勘定および損益の状況

このような施策のもと、営業活動および地域貢献活動に取り組んだ結果、当行の業績は次のようになりました。

#### <預金等>

預金等（譲渡性預金を含む）は、法人および公金預金が増加したことなどから、前期末比416億円増加し、期末残高は3兆4,638億円となりました。

また、預り資産は、保険や投資信託の残高が増加したことなどから、前期末比437億円増加し、期末残高は4,216億円となりました。

#### <貸出金>

貸出金は、中小企業向け貸出や個人向け貸出が増加したことなどから、前期末比1,171億円増加し、期末残高は2兆3,237億円となりました。

## <有価証券>

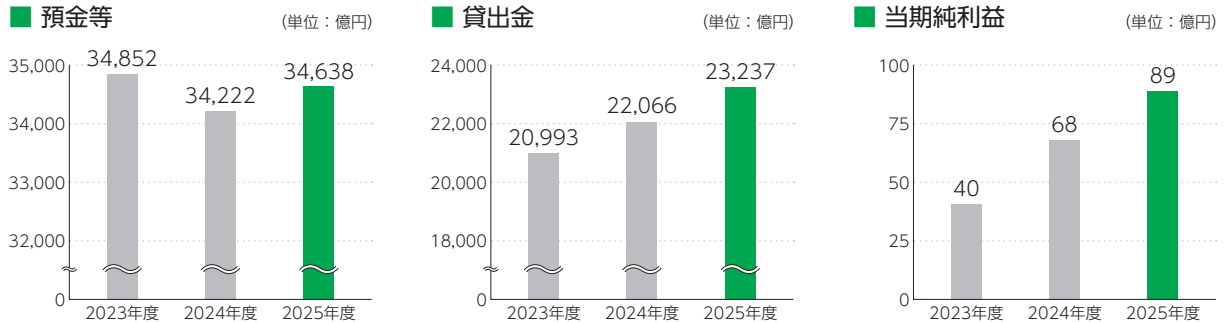
有価証券は、国債が増加した一方、社債や投資信託が減少したことなどから、前期末比613億円減少し、期末残高は1兆1,356億円となりました。

## <損益の状況>

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金などの資金運用収益が増加したほか、株式等売却益が増加したことなどから、前期比278億80百万円増収の715億85百万円となりました。

経常費用は、預金利息などの資金調達費用が増加したほか、国債等債券売却損や国債等債券償還損が増加したことなどから、前期比247億16百万円増加の588億71百万円となりました。

この結果、経常利益は31億64百万円増益の127億13百万円、当期純利益は前期比21億5百万円増益の89億74百万円となり、過去最高益を更新しました。



## ○ 経営目標の進捗

当行は、今次中計において5項目の主要計数目標を掲げております。

今次中計の最終年度である2025年度においては、各施策の着実な推進により、次のとおりとなりました。

	<2025年度実績>	<中計最終年度目標>
・連結当期純利益	89億円	70億円
・連結ROE	4.7%	4.0%
・連結自己資本比率	11.1%	10%程度
・OHR (単体)	59.0%	60%台
・顧客向けサービス業務利益 (※2)	33.5億円	10億円

※2. 顧客向けサービス業務利益…貸出金平残×預貸金利回り差+役務取引等利益-営業経費

#### ④ 対処すべき課題

当行グループを取り巻く経営環境は、持続的な金利上昇と預金調達における競争激化が同時進行するなど、近年経験したことがない局面にありますほか、物価上昇やエネルギー価格の高騰、人手不足等を背景とした地域企業の事業運営への影響も懸念されており、かつてない不確実性に直面しています。

こうした環境認識のもと、2026年4月にスタートした新中期経営計画（以下、新中計といいます）「第22次中期経営計画～地域価値共創プラン・The 2nd～」では、インフレ時代に適応した経営へのシフトチェンジを基本に据え、これまでに築いてきた事業ポートフォリオを一層磨き上げる「攻め」の経営と、組織の強靱化を図る「守り」の経営を高い次元で両立していきます。前中計期間中に実装してきた経営基盤を最大限に活用し、施策の効果を「発現」させ、さらに「増幅」させる段階へ引き上げてまいります。

##### ○ 新中期経営計画の基本的な考え方

当行グループは、「地域の課題解決」を事業の起点に据え、これまで培ってきた経営資本を健全な社会基盤の整備と産業基盤の発展に投じ、そうした事業から得た収益を地域へ再投資することで、地域の持続的成長（社会価値・環境価値の向上）に資する循環を確立するとともに、当行グループ自身の競争力・収益力（経済価値）の一層の向上を追求してまいります。

新中計の主要財務目標（2028年度）は、次のとおりです。

連結ROE（東証基準）	6%以上
連結当期純利益	130億円以上
単体OHR	50%台半ば
ROA（コア業務純益ベース）	0.5%以上
ROA（連結経常利益ベース）	0.4%以上

また、長期ビジョンの最終年度（2032年度）における財務目標については、従来の「連結当期純利益100億円」「連結ROE 5%以上」から、「連結当期純利益180億円以上」、「連結ROE 7.5%以上」にアップデートいたしました。さらに、10年後にあたる2035年度には「連結ROE 9%以上」の実現を目指し、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

## ○ 新中期経営計画の基本方針

新中計では、テーマを「地域共創と企業成長の両立」とし、以下の3つを基本方針に掲げます。

### <基本方針1 事業ポートフォリオの変革>

- ・金利ビジネスを事業ポートフォリオの基軸に置いたリスクアセットの積上げと地域シェアのさらなる拡大
- ・前中計で参入した事業の収益化と課題解決に資する新事業のビジネスモデル化
- ・将来世代に対する「岩手銀行ブランド」の浸透と世代に応じた最適な金融サービスの提供

### <基本方針2 地域の成長力の引上げ>

- ・地域に新たな価値を創出・提供するエリアプラットフォームの中核的役割の実践
- ・当行グループの人材、ノウハウ、外部ネットワークの活用による地域の「稼ぐ力」と「成長力」の引上げ

### <基本方針3 組織の強靱化>

- ・全ての行職員が働きがいを持ち続けるエンゲージメントの高い組織づくり
- ・高い生産性と経営資源の合理的配分により、変化に柔軟に対応できる組織づくり
- ・複雑化する事業リスクの低減、安全・安心な金融機能を提供できる経営基盤の確立

当行グループは、「地域社会の発展に貢献する」「健全経営に徹する」という企業理念のもとで、長期ビジョンに掲げる「お客さまの課題解決と地域社会の持続的成長を牽引する価値共創カンパニー」として地域経済の発展に向けた取組を一層強化しながら、今後もステークホルダーのみなさまからの期待にお応えできるよう企業価値の向上に取り組んでまいります。

## (2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預 金	3,187,878	3,240,420	3,202,259	3,229,497
定期性預金	940,658	898,831	878,593	908,571
その他	2,247,220	2,341,589	2,323,665	2,320,926
貸 出 金	2,018,201	2,099,334	2,206,680	2,323,787
個人向け	521,065	535,668	551,887	563,052
中小企業向け	694,651	718,682	783,774	853,856
その他	802,484	844,984	871,018	906,879
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	1,076,176	1,142,176	1,196,970	1,135,606
国 債	170,455	187,348	238,895	276,207
地 方 債	290,195	279,111	286,005	255,152
その他	615,525	675,716	672,069	604,247
総 資 産	3,817,982	3,925,139	3,797,059	3,906,350
内 国 為 替 取 扱 高	18,123,009	17,877,975	18,549,854	18,706,385
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 318	百万ドル 193	百万ドル 191	百万ドル 200
経 常 利 益	6,068	6,625	9,549	12,713
当 期 純 利 益	5,107	4,068	6,868	8,974
1株当たり当期純利益	円 銭 73 63	円 銭 59 19	円 銭 100 14	円 銭 130 20

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、損益計算書上の当期純利益を、期中の平均発行済株式数（自己株式を控除）で除して算出しております。  
 3. 2026年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。2022年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	47,591	43,886	49,178	77,495
経常利益	6,457	6,955	9,780	12,851
親会社株主に帰属する当期純利益	5,381	4,225	6,976	8,919
包括利益	△6,735	16,404	△13,234	12,738
純資産額	185,228	199,436	184,658	194,750
総資産	3,820,134	3,929,595	3,802,787	3,913,713

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,340人
平均年齢	41年2月
平均勤続年数	18年3月
平均給与月額	401千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時従業員および嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ. 営業所数

	当年度末	
岩手県	92店	(うち出張所2)
宮城県	9店	( - )
青森県	7店	( - )
秋田県	1店	( - )
東京都	1店	( - )
計	110店	(うち出張所2)

(注) 1. 上記の営業店のうち23店については同一建物内において複数店舗が営業する形態(店舗内店舗)となっております。  
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を156カ所設置しております。

□. 当年度の新設営業所  
該当事項はありません。

(注) 次の店舗外現金自動設備を設置および廃止いたしました。

- ① 当年度中に設置した店舗外現金自動設備（1カ所）  
葛巻町役場（葛巻町）
- ② 当年度中に廃止した店舗外現金自動設備（1カ所）  
アネックスカワトク（盛岡市）

ハ. 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧  
該当事項はありません。

二. 当行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

## (5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	金 額
設 備 投 資 の 総 額	1,139

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
1. ソフトウェアの導入・更改	448
2. 本店別館の設備更改	259

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な親会社および子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
いわぎんリース株式会社	盛岡市中央通一丁目2番5号	リース業務等	30百万円	100.0%	—
株式会社いわぎんディーシーカード	盛岡市中央通一丁目2番3号	クレジットカード業務、信用保証業務等	20百万円	100.0%	—
株式会社いわぎんクレジットサービス	盛岡市中央通一丁目2番3号	クレジットカード業務、信用保証業務等	20百万円	100.0%	—
いわぎんリサーチ&コンサルティング株式会社	盛岡市中央通一丁目2番3号	コンサルティング業務	100百万円	100.0%	—
manordaiいわて株式会社	盛岡市中央通一丁目2番3号	地域商社業務	70百万円	100.0%	—
いわぎん未来投資株式会社	盛岡市中央通一丁目2番3号	投資ファンド運営業務	50百万円	100.0%	—
いわぎん事業創造キャピタル株式会社	盛岡市中央通一丁目2番3号	投資ファンド運営業務	50百万円	100.0%	—

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。

3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービス等を行っております。
7. 株式会社秋田銀行との間で、「包括業務提携」（秋田・岩手アライアンス）を締結しております。
8. 大和証券株式会社との間で、「包括的業務提携」を締結しております。

#### (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

#### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重 要 な 兼 職	その他
岩 山 徹	取締役頭取(代表取締役)		
石 川 健 正	取締役専務執行役員		
岸 真 英	取締役常務執行役員		
菊 地 文 彦	取締役常務執行役員		
菅 原 和 宏	取締役常務執行役員		
宮野谷 篤	取 締 役(社外取締役)	日本貸金業協会 公益理事 大阪信用金庫 非常勤理事 京阪神ビルディング株式会社 取締役	
高 橋 豊	取 締 役(社外取締役)	高源電機株式会社 代表取締役社長 高源興業株式会社 取締役会長 花巻商工会議所 会頭 特定非営利活動法人花巻青少年少女創造活動 支援協会 理事長 学校法人花巻学院花巻東高等学校 理事	
阿 部 俊 徳	取 締 役(社外取締役)	株式会社ユアテック 代表取締役会長 公益社団法人宮城労働基準協会 会長	
松 本 真 一	取締役監査等委員(常勤)		
菅 原 悦 子	取締役監査等委員(社外取締役)	いわて生活協同組合 理事	
渡 辺 正 和	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士	
前 田 千香子	取締役監査等委員(社外取締役)	特定非営利活動法人善隣館 副理事長 学校法人スコーレ 理事 特定非営利活動法人矢巾ゆりかご 理事	

- (注) 1. 取締役監査等委員の松本真一氏は、常勤の監査等委員であります。常勤監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することで、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
2. 取締役(社外取締役)宮野谷篤氏、取締役(社外取締役)高橋豊氏、取締役(社外取締役)阿部俊徳氏、取締役監査等委員(社外取締役)菅原悦子氏、取締役監査等委員(社外取締役)渡辺正和氏、取締役監査等委員(社外取締役)前田千香子氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3. 取締役監査等委員(社外取締役)前田千香子氏につきましては、戸籍上の氏名は佐藤千香子であります。職務上使用している氏名で表記しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### イ. 当該方針の決定の方法

当行は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)について人事担当役員と頭取が役員報酬決定方針の原案を作成し、2021年2月25日開催の定例取締役会において当該決定方針を決議いたしました。また、役員報酬制度の見直しを行い、2024年6月26日開催の定時株主総会の決議により譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

#### ロ. 当該方針の内容の概要

当行は、「地域社会の発展に貢献する」「健全経営に徹する」との経営理念に基づいて役員報酬制度を設計しています。取締役の報酬水準については、外部調査機関による役員報酬調査データにて、当行と同業種に属する企業の水準を確認したうえで、決定しております。社外取締役と監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については固定報酬・役員賞与および譲渡制限付株式報酬を、監査等委員である取締役および社外取締役には固定報酬のみ支給しています。

固定報酬は、取締役の役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

役員賞与は、当事業年度の決算短信に公表している個別業績予想の当期純利益および役員業績貢献度を総合的に勘案し、内規に基づき原案を作成し、指名・報酬諮問委員会での協議を経て、6月に開催する取締役会決議により金額を決定し、年1回毎年6月に支給いたします。なお、役員賞与の変動幅は、固定報酬の0%~50%の範囲内といたします。

譲渡制限付株式報酬は、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみならずの一層の価値共有を進めることを目的として、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役に対し、金銭報酬債権を支給し、銀行に対するこの金銭報酬債権の給付と引換えに、または、報酬等として金銭の払込みまたは現物出資財産の給付を要せずに取締役その他当行の取締役会が定める地位を退任または

退職する日までの譲渡制限を付した、譲渡制限付株式（以下、本株式）を割当ていたします。本株式の割当てについては、原則として毎年1回一定の時期に、取締役会決議を経て行います。本株式の割当数の計算の基準となる報酬基準額は、会長・頭取「上限13,100千円」、代表取締役専務執行役員「上限7,200千円」、取締役専務執行役員「上限6,900千円」、取締役常務執行役員「上限3,400千円」を上限額とし、取締役会決議に基づき、各取締役の役割と役位に応じて金額を決定し、支給します。

当行の役員報酬は、固定報酬、譲渡制限付株式報酬を外部調査機関による役員報酬調査データ等により定め、賞与は当事業年度の決算短信に公表している個別業績予想の当期純利益および役員の業績貢献度等により決定するため、報酬構成比率（割合）は明確に定めていませんが、目標業績達成時における、固定報酬・役員賞与・譲渡制限付株式報酬の割合は、概ね以下のとおりとなります。

役員区分	固定報酬	役員賞与	譲渡制限付株式報酬
会長・頭取	7割	1割	2割
取締役専務執行役員	7割	1割	2割
取締役常務執行役員	8割	1割	1割

八、当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会が原案について決定方針との整合性を含め多角的に協議および精査を行い、決定方針に沿うものであると判断し決議しております。

二、上記ロ、の方針以外の会社役員の報酬等の額または算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容の概要

監査等委員である取締役については、固定報酬のみを支給しております。なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によるものとしております。

## ② 報酬等の額の決定内容

イ、当該定款の定めを設けた日または当該株主総会の決議の日

取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第136期定時株主総会において決議しております。また、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件について、2024年6月26日開催の第142期定時株主総会において決議しております。

ロ. 当該定めの内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、役員賞与を含め年額260百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内）、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式として発行または処分される当行の普通株式の総数は年間50,000株以内、年額80百万円以内と決議しております。

また、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、年額60百万円以内と決議しております。

ハ. 当該定めに係る会社役員の数

第136期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は10名（うち社外取締役は3名）です。また、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役は3名）です。

また、第142期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によるものとしております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		固定報酬	役員賞与	非金銭報酬等	
監査等委員を除く取締役	194	137	27	29	10名
監査等委員である取締役	34	34	—	—	4名

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 役員賞与は、会社法上の業績連動報酬（施行規則第98条の5第2号）には該当せず、金銭報酬の一部（施行規則第98条の5第1号）として種別しております。また役員賞与の算定の基礎として、当事業年度の決算短信に公表している個別業績予想の当期純利益および役員の業績貢献度を総合的に勘案し、内規に基づき原案を作成し、指名・報酬諮問委員会での協議を経て、6月に開催する取締役会決議により金額を決定し、年1回毎年6月に支給いたします。なお、役員賞与の変動幅は、固定報酬の0%～50%の範囲内といたします。また、役員賞与は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額（引当差額を含む）であります。
3. 非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。当該株式報酬の交付状況は「4. 当行の株式に関する事項」に記載のとおりです。

4. 支給人数には、2024年6月26日開催の第142期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員を除く取締役2名が含まれております。
5. 第136期定時株主総会で定められた取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の報酬限度額は、次のとおりであります。なお、2024年6月26日開催の第142期定時株主総会において、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役に對し、株式報酬型ストックオプションに代わり、譲渡制限付株式報酬として年額80百万円以内、発行または処分される当行の普通株式の総数は年間50,000株以内と決議しております。
  - 取締役（監査等委員である取締役を除く）
    - 年額260百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）
    - 譲渡制限付株式報酬 年額80百万円以内
  - 監査等委員である取締役  
年額60百万円以内

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当行は、社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

### (4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員勝訴時の争訟費用（普通保険約款）および株主代表訴訟以外の賠償請求における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金（普通保険約款）に加え、普通保険約款に付帯される株主代表訴訟特約により補償される株主代表訴訟における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金を、当該保険契約により填補することとしており、その保険料全額を当行が負担しております。当該保険契約の被保険者は、取締役および監査等委員会設置会社移行前（監査役会設置会社）における監査役で、既に退任している役員および保険契約の保険期間中に新たに選任される役員、死亡した役員の相続人も対象となります。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
宮野谷 篤	日本貸金業協会 公益理事 大阪信用金庫 非常勤理事 京阪神ビルディング株式会社 取締役
高橋 豊	高源電機株式会社 代表取締役社長 高源興業株式会社 取締役会長 花巻商工会議所 会頭 特定非営利活動法人花巻少年少女創造活動支援協会 理事長 学校法人花巻学院花巻東高等学校 理事
阿部 俊徳	株式会社コアテック 代表取締役会長 公益社団法人宮城労働基準協会 会長
菅原 悦子	いわて生活協同組合 理事
渡辺 正和	弁護士
前田 千香子	特定非営利活動法人善隣館 副理事長 学校法人スコレ 理事 特定非営利活動法人矢巾ゆりかご 理事

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言状況 および社外取締役が果たすことが期待される 役割に関して行った職務の概要
宮野谷 篤	5年9月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	金融機関出身者として、金融政策に関する豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
高橋 豊	3年9月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
阿部 俊徳	2年9月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
菅原 悦子	7年9月	当期開催の取締役会14回の全てに、監査等委員会14回の全てに出席しております。	学識経験者としての専門的知識や幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
渡辺 正和	5年9月	当期開催の取締役会14回の全てに、監査等委員会14回の全てに出席しております。	弁護士としての幅広い法律知識や識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
前田 千香子	3年9月	当期開催の取締役会14回のうち13回に、監査等委員会14回のうち13回に出席しております。	個人事業主・通訳案内士など地域社会に根差した活動を通し、幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	27	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)の内容に対する社外役員の意見はありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	49,450千株
	発行済株式の総数	18,497千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 2026年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。これにより、発行可能株式総数は49,450千株から197,800千株、発行済株式の総数は18,497千株から73,991千株となりました。

(2) 当年度末株主数	8,947名
-------------	--------

### (3) 大株主

(年度末現在)

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,438千株	8.25%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	739	4.23
QRファンド投資事業有限責任組合	694	3.98
岩手県企業局	611	3.50
岩手銀行行員持株会	590	3.38
岩手県	576	3.30
株式会社十文字チキンカンパニー	460	2.63
BNYMSANV RE BNYMIL RE WS ZENNOR JAPAN EQUITY INCOME FUND	446	2.56
明治安田生命保険相互会社	337	1.93
野村證券株式会社	314	1.80

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当行は、自己株式1,060千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
 なお、自己株式には、従業員持株会信託型E S O Pが保有する当行株式179千株は含まれておりません。

3. 持株比率は、自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4. 2026年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しておりますが、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

#### (4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	8,900株	5名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	—	—
取締役(監査等委員)	—	—

(注) 2026年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しておりますが、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。



# 第144期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	71,585	特 別 利 益	1
資金運用収益	45,479	固定資産処分益	1
貸出金利息	27,704	特 別 損 失	62
有価証券利息配当金	16,096	固定資産処分損失	48
コールローン利息	356	減 損 損 失	14
預 け 金 利 息	1,292	税引前当期純利益	12,652
その他の受入利息	29	法人税、住民税及び事業税	3,641
役務取引等収益	8,514	法人税等調整額	35
受入為替手数料	2,331	法人税等合計	3,677
その他の役務収益	6,183	当期純利益	8,974
その他業務収益	56		
商品有価証券売買益	0		
国債等債券売却益	56		
その他経常収益	17,534		
株式等売却益	16,868		
金銭の信託運用益	113		
その他の経常収益	552		
経 常 費 用	58,871		
資金調達費用	8,048		
預 金 利 息	6,490		
譲渡性預金利息	446		
コールマネー利息	4		
債券貸借取引支払利息	0		
借 用 金 利 息	487		
金利スワップ支払利息	577		
その他の支払利息	42		
役務取引等費用	4,164		
支払為替手数料	259		
その他の役務費用	3,904		
その他業務費用	20,608		
外国為替売買損	970		
国債等債券売却損	12,901		
国債等債券償還損	6,736		
営業経費	24,364		
その他経常費用	1,686		
貸倒引当金繰入額	1,186		
株式等売却損	154		
株式等償却	0		
金銭の信託運用損	2		
債権売却損	4		
その他の経常費用	337		
経 常 利 益	12,713		

# 第144期末 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	389,094	預 金	3,225,251
買入金銭債権	5,285	譲渡性預金	230,389
金銭の信託	9,305	借 用 金	218,717
有価証券	1,132,745	外国為替	28
貸出金	2,314,102	その他負債	40,862
外国為替	4,584	役員賞与引当金	35
その他資産	38,558	退職給付に係る負債	65
有形固定資産	13,204	役員退職慰労引当金	20
建物	3,664	睡眠預金払戻損失引当金	46
土地	8,075	偶発損失引当金	318
リース資産	16	繰延税金負債	16
その他の有形固定資産	1,447	支払承諾	3,210
無形固定資産	1,437	負債の部合計	3,718,962
ソフトウェア	1,236	(純資産の部)	
リース資産	0	資 本 金	12,089
その他の無形固定資産	199	資 本 剰 余 金	5,666
退職給付に係る資産	14,400	利 益 剰 余 金	179,235
繰延税金資産	3,803	自 己 株 式	△4,341
支払承諾見返	3,210	株 主 資 本 合 計	192,650
貸倒引当金	△16,019	その他有価証券評価差額金	△9,801
		繰延ヘッジ損益	8,432
		退職給付に係る調整累計額	3,402
		その他の包括利益累計額合計	2,032
		新株予約権	67
		純資産の部合計	194,750
資産の部合計	3,913,713	負債及び純資産の部合計	3,913,713

# 第144期 ( 2025年4月1日から 2026年3月31日まで ) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	77,495	特 別 利 益	1
資 金 運 用 収 益	45,334	固 定 資 産 処 分 益	1
貸 出 金 利 息	27,659	特 別 損 失	62
有 価 証 券 利 息 配 当 金	15,996	固 定 資 産 処 分 損	48
コ ー ル ロ ー ン 利 息	356	減 損 損 失	14
及 び 買 入 手 形 利 息	1,293	税金等調整前当期純利益	12,790
預 け 金 利 息	29	法人税、住民税及び事業税	3,819
そ の 他 の 受 入 利 息	9,826	法 人 税 等 調 整 額	51
役 務 取 引 等 収 益	4,780	法 人 税 等 合 計	3,870
そ の 他 業 務 収 益	17,553	当 期 純 利 益	8,919
そ の 他 経 常 収 益	0	親会社株主に帰属する当期純利益	8,919
償 却 債 権 取 立 益	17,553		
そ の 他 の 経 常 収 益	64,644		
経 常 費 用			
資 金 調 達 費 用	8,037		
預 金 利 息	6,482		
譲 渡 性 預 金 利 息	440		
コ ー ル マ ネ ー 利 息	4		
及 び 売 渡 手 形 利 息	0		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	488		
借 用 金 利 息	621		
そ の 他 の 支 払 利 息	3,950		
役 務 取 引 等 費 用	24,854		
そ の 他 業 務 費 用	25,749		
営 業 経 費	2,052		
そ の 他 経 常 費 用	1,405		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	646		
そ の 他 の 経 常 費 用	12,851		
経 常 利 益			

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社 岩手銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深田 建太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴見 将史

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岩手銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社 岩手銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深田 建太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴見 将史

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岩手銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任を負う。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第144期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類および附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

株式会社 岩手銀行	監査等委員会	
常勤監査等委員	松本 真一	㊟
監査等委員	菅原 悦子	㊟
監査等委員	渡辺 正和	㊟
監査等委員	前田 千香子	㊟

(注) 監査等委員 菅原悦子、渡辺正和および前田千香子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上





# 株主総会会場ご案内略図

## 会場

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号  
岩手銀行本店9階会議室

## 電話

019 (623) 1111 (代表)



当行本店



## ■交通のご案内

J R 盛岡駅東口バスターミナル（6番線・15番線）  
乗車約10分、「中央通一丁目」下車1分

【お願い】駐車台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

